

のかなど、そんなことを思いますと、どうしてもこの一極集中は二十一世紀の将来にわたつた大きな課題だろし、そして国土形成法の中で、これも今までと違つて、いわゆる十年、十五年のスパンじゃない、少なくとも三十年、五十年のスパンであるということを考えてみると、後世に禍根を残さないためにも、私は、過疎問題、過密問題はどうかでこれ、この形成計画の中に入れなおかなこと、必ず禍根を残す結果になる。

それは、三十六年以來の全総、グランドデザインまで五回の全総をやつてきた、その中でも相当数、均衡ある発展、それからまた人口の問題も問い合わせてきた結果としてまた一極集中を迎えているわけですから、今度の国土形成法の中で、まず大臣にお伺いしたいのは、この一極集中を解除するという信念に変わりはございませんか。

○國務大臣(北側一雄君) 今後ともこの東京一極集中の是正というのは我が国の国土政策において極めて重要な課題というふうに認識をしておりま佐藤先生からこれまで何度もこの問題は取り上げていただきまして議論をさせていた、だいていは、国土の適切な利用という面はもちろんでございますが、それだけではなくて、やはり安全、安能等々、様々な機能がこの東京圏に非常に集中をしあげてきています。これは、こういう状況というのを、余りにも東京圏に、政治、行政機能だけではなくて、経済機能、教育機

をどう考えていくのか、またどうしていくのか、

そのところも非常に重要な課題であると認識をしております。

チミツを入れまして、もう全国的に、この梅干しを開発することによって、非常にその地域は一人

だけ一方で、私が思いますことは、従来のようには工場も原則造つては駄目よ、大学も造つては駄目よと、こういう法律をかつて作りました。今は廃止をいたしましたが。こういう手法でいくのがというと、多分そうではないんだろうと私は思つております。いかにやはり地方、地域ごとに魅力をつくっていくのかということもやはり大事な視点ではないかと思うんですね。もちろん、それには限界もあると思いますし、どこの地域でも

そういうことができるとは思いませんが、やはり地方、地域でそこにお住まいの方々を始め、また自治体の方々を始め、いかに自分たちの地域、地方というのを魅力ある地方、地域にしていくのかされまして、いろんな、例えばこの十年間で一番高齢化が進んだのはどの自治体か、一番少子化が進んだのはどの自治体か等々のいろんな基準で調べられたんです。その中で、この十年で一番一人当たりの所得が上がつた自治体はどこかという調査をされたんです。そうしますと、それ全国の地図で色分けをしていたら、結構都市部ではなくて、都市部ではなくて地方の方で、もちろんすべてじゃないんですよ、地方のあるところではつぱつぱつぱつと非常に所得がぶつと伸びている地域が目立つんです。その一つの例が和歌山県のみなべ町

が、今、大江先生いらっしゃいませんけれども、数年前に田中直毅さんが全国の三千自治体を調査されまして、いろいろ、例えばこの十年間で一番高齢化が進んだのはどの自治体か、一番少子化がよろしいんですけど、まだそれが地域全体の中の景気には実はつながっていない。これはどれぐらいう努力すればどうなるかというのはこれから先の問題ですが、さらにまた喜多方の場合なんというのは、これはもう梅と同じぐらいこれはもうラーメンで非常に景気が良くなつていて、そういうよ

うな部分があるんです。それぞれ、ところどころあるんですけれども、やっぱり政治の世界というのは一つのアベレージというか、そういうふうなところがなかなか難しいところにどういうふうな手を差し伸べていくかと。そういうふうな意味合いから申しますと、私は今的小泉政権というのは、やっぱり金持ち優遇

というところでございまして、ここが一番伸びてますね、みなべ町。(発言する者あり)はい。なぜここがこの十年で一人当たりの所得が伸びたかといったら、理由は梅干しなんですよ。梅干し、南高梅という梅干し、肉が厚くて。これにハ

ど、民は国民の民じゃなくて私は民間銀行のためかなど、今の郵政の問題なんて見ますと正にそういうこと。この郵政問題も私は一言で申しますと、都市と地方の違いなんです。都市部の皆さん

はこれ周り見るとどこにでも金融機関があると思う。ところが、地方、山村に行くと唯一の金融機関が、これが郵便局なんです。正にそういうふうに、やはり地方、地域のそういう魅力をどうつくっていくか、それを国がどうパックアップしていくのかというふうな観点も私は非常に大事な観点ではないのかなというふうに思つているところでござります。

○佐藤雄平君 私が申し上げてることは、人口減少時代が来るというの、これはもうだれしもが承知しております。人口減少が来る時代の中で一極集中しているということがやつぱり問題でございます。それぞれ地域によっては知恵を出しながら活性化しているところがあるんです。しかしながら、今ののみなべの梅、我が会津にも高田梅というのが、これが硬い梅で、これ結構好評な梅があるんです。この梅の業界だけはこれは非常によろしいんですけど、まだそれが地域全体の中の景気には実はつながっていない。これはどれぐらいうふうな中で、この内政問題の人口問題、これについてはこの形成計画の中でどういうふうに見据えた、しかも海外との経済まで見据えたと組み入れられているのか、この件について説明を

ういうふうな中で、この内政問題の人口問題、これについてはこの形成計画の中でどういうふうに組み入れられているのか、この件について説明を

求めたいと思います。

○政府参考人(尾見博武君) 今大臣の方から一極集中に関しては御答弁をさせていただきました。今回の私どもの問題意識は、先生今言われましたように、人口減少。もうもちろん地方ではとにかく非常に深刻になつていてるところは非常に多いわけであります。日本全体がそういうふうになつていてる中で、これに対してどういうふうに対処していつたらいいのか。ひょっとしたら、今まで私どもの先輩が築き上げたこの国土の豊かで暮らしていけるという基盤が根こそぎそれが毀損していくというようなことも場合によつては考えていいかなくちゃいけないんじやないか、そういうような問題意識でこの新しい計画を作ろうと思つて

いるわけであります。

その中では、今先生がおっしゃいましたよう

に、地方の活力を確保するというのが最大の問題だと思つております。地方にはやはり日本の国土として大事な仕事もたくさん残つております。国土保全という観点からいえば、森林とか農地とか、そういうものを保全していくということをきちんとやりませんと、大体川上にそういうところがあるわけですが、川下に都市で暮らしているわけですから、都市の安全性も確保できないわけありますので、そういう意味では最も大事な地域だと思います。

やはり地域のいろいろ創意工夫、そういうものも、わずか七年しかたつていない。しかも、この法律はそのままになっている。そこで新たな形でありますけれども、都市の安全性能も確保できないわけありますので、そういう意味では最も大事な地域だと思います。

そういうことが今回の法律改正の中では一番のベースに、地域のことは地域で考えていただきたい

ということが基本理念として入れております。

それに対して、じゃ地域だけでできるかという観点からいふと、やはり国土の均衡ある発展という概念、今まで進めてまいりましたが、今回の制度改正の中でも、今回の法律の案文には入つておりませんけれども、その上の国土利用計画法が上位法になつております、その中では均衡ある発展というのは明記されております。当然にこの均衡ある発展という概念をこの計画の基本精神として対応していくということで考へているところでございます。

○佐藤雄平君 今の局長の答弁の中で均衡ある発展ということはそういうことも含んでるということで、地方からの出身の者とすればまあ一安堵といふことでござりますけれども、その中でやっぱり高速道路、それから新幹線というものは地方分散、いわゆる地方の軸というふうなことで造られたと思うんです。それが結果的には、今、都市部に集まる一つの交通手段というふうな形になつてますので、高速道路計画、そしてまた新幹線計画が所期の目標を達成するような、そういうふうな思考も一つきつと入れておいていただきたいと、そんな思いをしております。

今度の形成法を今審議しているわけでありますけれども、ちょうど平成十年にいわゆる五全総と次に移させていただきます。

言われる二十一世紀のグランドデザイン、これが橋本内閣のときにできたわけでありますけれども、わざか七年しかたつていない。しかも、この

ともに精神的豊かさを重視する。

ただ、今度の国土形成の背景とこの二十一世紀グランドデザイン、これと余り背景的には相違がないのかなと思ひながら、どうして新たな形成計画が今回お出しになつたのか、その理由、そしてこのグランドデザインの計画のその欠点といふか、直さなきゃいけないところがあつたから新たな計画を出したということであれば、その二十一世紀グランドデザインの問題点についてお答えいたいと思います。

○政府参考人(尾見博武君) 二十一世紀のグランドデザインについては、今先生の方から御指摘がございましたように、基本的な方向として大きな時代のうねりというのをとらえているということだと思いますし、新しい価値についてもいろいろ言及をされていると。その点では、方向性としては非常に私は評価できるものではないかというふうに思つております。

ただ、いろんな点でやっぱり問題があるというふうに言わざるを得ないと思ひます。それは、一つは人口減少というものをもちろん問題としてとくかということを地域の総意で決めていただくといふスキームも導入したわけであります。そういう観点も前回の計画には記述がありましたが、そういう仕組みとしては措置されていなかつたんじゃないかな、こういうふうに思つております。

○佐藤雄平君 全国計画、そしてまた広域地方計画、しかも今局長の答弁の中で、広域地方計画といふものについては地方の意見を十分に反映しながら、対等の立場でということであつたろうと

まだ増加基調でございまして、足下の人口は増えしていくという中で本当に、最近でも、来年度をピークとして下がつていくことになつて非常に関心が盛り上がるわけですが、やはりこの時点では将来の人口減少問題ということにつ

いては将来の問題として少しとらえ方についてや甘さというか、そういうものがあるんじやないかと思います。

かということがあります。

それから、開かれた国土の形成というようなことで、もちろん東アジアのことを意識しておりますが、この間の急速な発展、そういうことについても、その認識として十分とらえ切れてなかつたんじゃないか、それが我が国との関係においても非常にいろんな意味で変化をもたらしている、もたらすことになるんじやないかということについて具体的になかなかその施策として言及ができるだけが決めていくと、地方分権という視点が一切何よりも、これから国土づくりについて、国

だけが決めていくと、二十一世紀の多軸型の構想についての何かコメントがあればお伺いしたいと思います。

○政府参考人(尾見博武君) 確かに、先生御指摘のとおり、グランドデザインでは多軸型の国土構造ということを目指すということになつております。それぞれの地域の気候とか風土とか文化だから、そういうものの特性で共通の軸を見いだしにくんだという点がやや不足していたんじゃないかと思います。

最後に言えば、いろんなプロジェクトについての記述がありますけれども、投資規模の明示もなくなりました。今回、広域地方計画協議会で、具体的にどういうプロジェクトを優先的に進めているかということを地域の総意で決めていただくと、そういうことを地元の意見を聞きながらきちっと進めていくんだという点がやや不足していたんじゃないかと思います。

これは、太平洋ベルト地帯に一軸構造として成つてゐる状況を、それを打開しないといけないというところに基本的な問題意識があると思いますが、御案内のように、太平洋ベルト地帯が今ようやく、そういう形になるのに百年を要していると。軸の言葉概念は、時間概念で言うと百年ぐらいを意味しているというふうに思つております。

今度、人口減少の中で、もちろん手をこまねいていて百年後に減少する、半分まで減少するといふようなものを受け入れるということはあり得ないことだと思つておりますけれども、こういう軸の話が百年オーダーの話であるということは一つ頭にとどめておかなくちゃいけないんじやないか

もしかりでありますけれども、北海道、東北が一つの軸となるとか、それから中部、東海が軸となるとか、そういう、その構想というのは私は決して貧しい発想じやない、すばらしい発想で、いずれやっぱり日本の二十一世紀のときそういうふうな一つのコアというか、こういうふうなことを考

えながら全国計画というか、日本の国土全体を経済面でも人口面でもすべからく網羅できる

状況の中でやつていくのがよからうとも思つていませんけども、局長に、この多軸型の構想についての何かコメントがあればお伺いしたいと思

ますが。

○政府参考人(尾見博武君) 確かに、先生御指摘

のとおり、二十一世紀の多軸型の国土構

造ということを目指すということになつております。

それぞれの地域の気候とか風土とか文化だと

か、そういうものの特性で共通の軸を見いだし

て、それを一つの柱にしていこうという議論だと

いうふうに思つております。

これは、太平洋ベルト地帯に一軸構造として

成つてゐる状況を、それを打開しないといけない

というところに基本的な問題意識があると思いま

すが、御案内のように、太平洋ベルト地帯が今

ようやく、そういう形になるのに百年を要して

いると。軸の言葉概念は、時間概念で言うと百年ぐらいを意味しているといふふうに思つております。

今度、人口減少の中で、もちろん手をこまね

いて百年後に減少する、半分まで減少するとい

ふうなものを受け入れるということはあり得な

いことだと思つておりますけれども、こういう軸

の話が百年オーダーの話であるということは一つ

頭にとどめておかなくちゃいけないんじやないか

といふふうに思つております。

転換という点では、今も申し上げましたとおり

であります。一方で、国土構造論としては、例

えば国土審議会の総合的点検では、自立圏連帶型

国土と、言わばこの塊として、ブロックの塊とし

て、そこでのエリアをつくつてその圏域同士が連携していくと、そういうような御提案もされてお

きる、建物について裏負担ができる町村なんでもう皆無と言つていいくらいだと思うんです。ですからら、だとすれば、もつと別な一つの使い方がある

そんな意味合いを含めながら、グリーンツーリズムの現状、どれぐらい現実問題として交流をしているのか。しかも、その農村方から言われたとおり、相手、花嫁さんを見付けるような仲人役もやつてもらっているのかどうか。さらにもう、文科省には体験学習、林野庁と木を切つたりなんかしているみたいでそれども、これは連携しながら、林野庁辺りと連携してやつてているのかどうか、その実態は今現況はどうか。この点について、極力端的に答弁願いたいと思います。

どうな部分でござりますけれども、これは一つの裏負担の厳しさというはござりますが、私ども大体九百万人から一千万人といふうに現在、推定でございますが、されております。これにつきましても、今後、実はこの間、食料・農業・農村基本計画というものを三月に開議決定させていただきましたが、この中でもグランツーリズムの推進というものが位置付けられておりまして、これに向けて更に今のよくな文字を増やすように頑張つていいかと思つております。

それから、補助金の関係でございます。

確かに御指摘のとおり、今地方財政厳しい中、

としましては今年度から 従来端的に言えは
一つのメニュー、農水非常に補助金が多いと言
われておりましたけれども、これを非公共事業に
ついてかなり大ぐくり化いたしました。

それで、こういう地域振興関係につきまして

は元気な地域づくり交付金というものに今年度から移行いたしました。これは、それぞれの地域で計画、目標を作つていただきまして、それが一定の目標があるとすれば、私ども、ある意味じやう一括して県を通じて交付するという仕組みでござ

います。ソフト、ハードを含めてやつておりま
す。これにつきましては、それぞれの地域で自公
のところに合つたものを比較的の国が一つ一つ開
せずできるような仕組みをやつたところでござい
まして、こういうある意味じや使いやすい、地域
の自主性、裁量性が發揮しやすい仕組みを導入し
たところでございます。

こういったものを十分、地域がそれぞれのお年寄りで使っていたことによりまして、グリーンツーリズムあるいは都市と農山漁村の共生・対流というものを進めていきたいというふうに考えております。

よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○佐藤雄平君 端的にお願ひします。

○政府参考人(西阪昇君) はい。

6

文部科学省といたしましての自然体験活動の推進策でございますが、一つは、豊かな体験活動推進事業というのがございまして、体験活動推進地域・推進校、地域間交流推進校、長期宿泊体験推進校を指定をいたしまして、具体的な事業を実施していただいております。

か金融協力、あるいはテロ、海賊なども含めまして、あるいは環境問題なども含めまして、国境を越える問題への対処など、誠に様々な分野で機能的な意味での協力が深まりつつあると思いまして、これは、先生御指摘の中国、韓国も含めてござりますし、ASEAN諸国も含めてこういった

また、十七年度の新規でございますが、青少年の主体性、社会性をはぐくむ自然体験等の体験活動を実施する青少年の自立支援事業がござります。また、先ほど先生御旨商いただきました関係

協力が深まりつつあります。そういうたものを踏まえまして、今年の末、マレーシアのクアラルンプールで、初めての東アジア首脳会議というものも予定されておるわけでございます。

省庁との連携の事業でございますが、省庁連携子ども体験型環境学習推進事業というのがございまして、国土交通省、農林水産省、環境省などの省庁と連携をして実施しております。

我々いたしましては、こうした協力関係、様々な分野がござりますけれども、一層強化していくことが域内での同じような価値観をだんだん共有していくような土台を築いていくと、あるいは平和と繁栄を確保する点から極めて望ましいものだというふうに考えております。我が国といたしまして、多様性を認めながら経済繁栄と共に進むべく、そういう意味で、開かれて共同

たがきまつ。 次に、外務省、来てもらつておるんです。
今度の形成法については、東アジア経済交流と
いうのをもう大きなお題目としてうたつていいわ

少しでも意味で開かれたが共同
体というものを東アジアにおいて構築すべく機能
的協力を積極的に我が国としても推進してまいり
たいと思います。その際には、国土交通省も含め

けであります。併間、今その東南アジアと日本の外交関係というものは極めてよろしくないような状況であると思っておりますけれども、当然のこと

まして関係省庁とも適切に連携してまいる所存でございます。

ながら、この東アジアの経済交流というのは、いずれ東アジア共同体、このような構想がきちつとないと、これも三十年後、五十年後と遠大な計画でございますから、それがきちつと整合していな

の交渉がこの四月に始まつたところでござりますけれども、これの土台となつておりますのは、三年、これは二〇〇三年の十月に小泉総理も署名しました、日本とASEAN十か国の首脳が署名い

いとせつかくのこの構想も絵にかいたものになってしまふんで、この件について外務省、今の東アジア共同体構想、中国との関係、韓国との関係、

たしました枠組みというものに基づいていたして
おりますけれども、この中で協力の分野というの
がございますけれども、その中でも、観光である

○政府参考人(西宮伸一君)　お答えいたします。
場合によつてはロシアとの関係、どのような方針、外交政策を取つていくのか、お伺いしたいと思います。

とか運輸であるとか交通であるとかいうことで、これはASEANでござりますけれども、協力していくこうということでござりますし、またASEANプラス3、つまりASEANと日中韓の間で

東アジアにおきましては、急速な相互依存関係の深化などを背景といたしまして、将来の東アジア共同体形成をも視野に入れまして、様々な形

いろいろな形で、国土交通省にもお願いをして、いろんな協力、協議が行われているというところでございまして、十分踏まえてまいりたいと思

い
ま
す。

○佐藤義平君 異議官、そのASEANプラス3とまことに違うんだよね。だから、一番気になるのが、その東アジアのときASEANどうするんだというの、まあこれはアメリカとの関係になつちやうから。そうじやなくて、東アジア共同体、経済を中心として、それでいく方針、その外務省の方針、これを実は伺っているんです。

○佐藤雄平君 ありがとうございました。
○委員長(田名部匡省君) この際、委員の異動について御報告をいたします。

本日、山下八洲夫君が委員を辞任され、その補欠として藤末健三君が選任されました。

○藤末健三君 民主党・新緑風会の藤末健三でございます。

いことがござります。

用法の国土利用計画と一体に定めなければならぬ
いとなつておりますが、具体的に、一体なものと
いうことはござらぬので、この二点につき

しうものは、どうしてそのものかどうしたことあるぢよこと
教えていただきたいと思います。大臣、お願いいい
たします。

○國務大臣(北側一雄君) 國土利用計画全國計画
というは、人口減少、環境問題の対応等経済社会構造が大きく転換する中で、市街地や森林、農

地等がどの程度必要か、全国の国土利用の将来像を示す長期的な構想でござります。一方、国土形成十画と全国十画は、国土七画と十画を示さして、国土七画

反語画全図語画は、国と利用語画で示された国と利用の将来像を前提とした上で、国土の利用、整備、保全に関する施策の指針となるべきものとし

て取りまとめていこうとするものでございます。
したがつて、国土利用計画と国土形成計画は、
国土の利用に関する現状の把握、基本的な方針等

について共通の基礎の上に立つて相互の連携を十分に考慮して策定することが重要と考えておりますして、手続的には、この両全国計画を一本のもの

として定めると、国土審議会における調査審議の議論など、両計画の策定に当たりまして法律上必要となる諸手続を同時並行的に行いまして、同時に決定を行うということを想定をしております。

○藤末健三君 そうしますと、計画 자체は二つの計画をホチキスで合わせたような状況になるんですね

○政府参考人(尾見博武君) 概念的には二つの計画ですか。どのような計画のアウトプットかを教えてください。局長、お願いします。

画でございますが、今大臣から御説明いたしましたように、同時進行で内容の議論をしていただきたい、決定も、閣議決定ということで同席ござるところ

○藤末健三君 私がお聞きしているのは、計画の
いと、こういうふうに思つております。

中で、例えばこここのページまでは利用計画、このページまでは形成計画と分けてするのか、それともごちやごちや、この項目は利用計画、この項目

は形成計画という形に交ざるのか、どういうアウトラインかをお聞きしたいんです。

利用計画として、例えば現行の三次計画は紙にして十ページぐらいのものでございますが、そういう

このものが一つできます。クラントテサインの例でいきますと、百数十ページの全総計画がありま
す。それも閣議決定されます。そういうものが同

時に決まる、こういうことにもなりますので、お互いに溶け込んでいく、例えば一章の中に、国土利用計画編がここで出てきて、次に国土形成計画

画に係るものが出でくるという形で、融合して同じ記述になる、記述の中に書かれるというふうなことになります。

○藤末健二君 是非きちんとした利用計画、あと形成計画を作つていただきたいと思います。

なぜそういうことを申し上げるかと申しますと、お配りした資料の三ページ目をこちらになつていただけますでしょうか。これは、過去の国十

利用計画の目標値との乖離の状況というのがござります。特に三ページ目の左側のグラフの上側に農用地というものがござります。この上こまつすぐ

農用地、目標ともう著しく乖離している。列え
てみると、横に伸びているのが目標です。そして、どんどん
下に下りていているのが実績となります。

ば、一次計画の目標でと、六百万ヘクタールですか、これ。増えることになつていていますが、六百万ヘクタールから五百五十万ヘクタール、一割以上減つているという状況になつています。その他の一、二、三もすべて同様の状況になつていて、これが、これで利用計画、今後できる形成計画がきちんとワークするかどうかは非常に疑問でございますけれども、なぜこのような状況が起きたのか。計画目標を作り、それを達成できないという状況をどう評価するのかということがあります。

そしてまた、国土利用計画法、そして今回できます形成法、農振法とかいろいろなほかの土地利用の計画の上位法として位置付けているわけでござりますけれども、その個別の土地関連法に対してなぜ機能していないかということについて、是非大臣からお言葉いただきたいと思います。お願ひします。

○政府参考人(尾見博武君) やや事務的なことでございますので、私の方から説明させていただきます。

まず、農用地を例に取られて、計画の目標と実績というものの乖離が生じているのではないかと、いうことでございます。

どういう形で目標の設定をしているかと、これを少し御説明させていただきますと、御案内のように、七つの地目別分類というのがございます。農用地とか森林とか宅地とか、そういうふうに分類をして必要な土地面積を予測していると、こういうことでございます。その前提としては、トレンドといいますか、これまでのそういうものがどういうふうに推移してきたか、これは当然ベースとして押さえます。その上で人口とか都市化とか経済社会活動がどうなるかと、農林業がこれからどういう形でいくだろうか、もうそういうことは当然予想するわけであります。そういうことを踏まえて、関係省庁とか都道府県と調整の上決定をするということになります。

ですから、農業の関係でいえば、農水省の方で

例えば農業の基本計画などを策定されますので、そういうところで将来農業に対してどういうビジョンを持っているが、これをやはり食料の自給率の向上というような観点で相当頑張って農地を確保していく、そういう御意思の下に計画があるとすれば、そういうものも参考にさせていただい

て目標は決まつてまいります。

そういう中で、現象として今のような乖離が生じているのは、やはり耕作放棄地、そういうようなものが、耕作放棄地というのが予想以上に担い手の関係から増えているということではないかと私どもは評価しております。

○藤末健三君 今のお答え弁ですと、計画は作るけれど、目標値は作るけれど、その後は自治体にお任せするし農水省さんにお任せするから知りませんということをおっしゃっているわけですよ、今のは。そうじゃないですか。

私が申し上げているのは、今までこういう実績があつて、それをどう見るか、そして、今回法律を改正するわけですよ、大規模に。この反省をどう生かしてこれから計画を作るかということをきちんと見てください。また同じこと繰り返しますよ、このままじゃ。

○政府参考人(尾見博武君) 若干、ちょっとと説明の仕方が悪かったかもしませんが、計画の目標をどういう形で作っていたかということを今御説明をしたわけあります。

それから、要因としましては、今申し上げましたような耕作放棄地の増大、予想外の増大ということが多かつたんではないかというふうに思つております。

それから、先ほどの御質問で、各個別法との関係であります、国土利用計画につきましては、これを土地利用基本計画、都道府県で策定されます土地利用基本計画をベースにして、都市計画法とか農振法とかそういう個別法に連動させて、その目標の維持達成に努めています。そういう構造になつていています。

○藤末健三君 私の質問に全く答えていただいて

いませんが、この実績をどう評価し、そして今回、今まで目標達成できなかつたことをどう対応

するかをきちんと考えてください。多分考えていないでしよう、だからお答えできないと思うんですよ、これ、はつきり申し上げて。お願いします。

○政府参考人(尾見博武君) 目標の設定については、こういう計画を目標として設定する以上、これがきちっと達成されるように努力するのは当然だと思います。それで、何よりも目標というものが将来の社会経済状況の変化等を踏まえて妥当になるよう設定するというのは政府の当然の努力だと思います。

ただ、産業構造とかそういうものが大きく変化する中で、例えば農業なら、農地なら農地を取らざる諸要因も、将来のことは大きく予測不可能な部分があることも一点、事実だと思いますので、そういう中で最善の努力をしていきたいと、こう思つております。

○藤末健三君 おっしゃつていることは、将来のことは分からぬから目標作つてもどうなるか分かりませんと言つたわけじゃないですか。だつたら作らなきゃいけないじゃないですか、こんなの、はつきり言つて。

少なくとも、目標をきちんと、計画を作るんであれば目標を作り、そして目標をなぜ作るかといふと、達成できなかつたその理由を明確にして、それをまた原因を考えて、また改善していくべきやいけないんですよ。ほつたらかしじやないですか。またほつたらかして法律作るわけですか、今回。ちゃんとやつてくださいよ。いい加減ですよ、これよつと。

○政府参考人(尾見博武君) 今も達成状況について毎年実績を調査しております。それに基づいてその要因の分析もしておりますので、そういう結果を新しい国土計画の中には当然反映させていくというふうに考えさせていただいております。

○藤末健三君 全然反省されていないということ

目標達成できなかつたことについて、ちょっと農水省の方々にお聞きしたいんです。

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の視点から優良農地をきちんと確保していくという

これだけ目標達成せずに農用地がどんどん減つてないでしよう、だからお答えできないと思うんですけど、これ、はつきり申し上げて。お願いします。

まず、食料安全保険という意味から、農地が、これがなかなか減つてないでしよう、だからお答えできないと思うんですけど、これ、はつきり申し上げて。お願いします。

○政府参考人(尾見博武君) 目標の設定については、こういう計画を目標として設定する以上、これがきちっと達成されるように努力するのは当然だと思います。それで、何よりも目標というものが将来の社会経済状況の変化等を踏まえて妥当になるよう設定するというのは政府の当然の努力だと思います。

ただ、産業構造とかそういうものが大きく変化する中で、例えば農業なら、農地なら農地を取らざる諸要因も、将来のことは大きく予測不可能な部分があることも一点、事実だと思いますので、そういう中で最善の努力をしていきたいと、こう思つております。

○藤末健三君 おっしゃつていることは、将来のことは分からぬから目標作つてもどうなるか分かりませんと言つたわけじゃないですか。だつたら作らなきゃいけないじゃないですか、こんなの、はつきり言つて。

少なくとも、目標をきちんと、計画を作るんであれば目標を作り、そして目標をなぜ作るかといふと、達成できなかつたその理由を明確にして、それをまた原因を考えて、また改善していくべきやいけないんですよ。ほつたらかしじやないですか。またほつたらかして法律作るわけですか、今回。ちゃんとやつてくださいよ。いい加減ですよ、これよつと。

○政府参考人(尾見博武君) 今も達成状況について毎年実績を調査しております。それに基づいてその要因の分析もしておりますので、そういう結果を新しい国土計画の中には当然反映させていくというふうに考えさせていただいております。

○藤末健三君 全然反省されていないということ

目標達成できなかつたことについて、ちょっと農水省の方々にお聞きしたいんです。

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくという

ことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけますでしょうか。これは二ページ目にございます。二ページ目の下でございます。これは都市計画法と農振法、農地法などで土地がどのように規制されているかということです。これは書いてございま

す。

重なる部分もあるんですけども、今一番問題なのは何かと申しますと、農用地、あと農振法の対象地域というのがございますけれども、土地の転用、若しくは規制の解除を申請して何が起きたかというと、今ショッピングセンターが農地にどう建つてあるんですけども、どんと大きいのがね、大きい、かなりなものが建つてると。これは、皆さん本当に、聞いてください、これ。農地が転用されますと商業施設になるんです。ところが、

その転用された土地はこの都市計画法の対象になつてないんですよ。ぽつかり落ちています。そういう状況をどう考えるかというのを農水省に

聞かないと。

そして、この問題について、また都市計画法でどう対応すべきか。農地が転用され、巨大な農地が転用されショッピングモールができる、そうしたら道もできる、農地は減る、ところが規制はされていない。この状況を国土交通省はどう考える

か、お答えください。お願いします。

○政府参考人(宮本敏久君) お答えを申し上げます。

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくという

ことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけますでしょうか。これは二ページ目にございます。二

ページ目の下でございます。これは都市計画法と農振法、農地法などで土地がどのように規制されているかということです。これは書いてございま

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

今後とも優良地の確保の観点から、農振制度、農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

農地転用許可制度の適切な運用を図つていきたい

まず、先生御指摘のとおり、食料の安全保障の

視点から優良農地をきちんと確保していくとい

うことは極めて重要なことであるというふうに考

えているところでございます。このため、集団的

転用につきましては、いろいろな自治体などに権限を落とさせ、地方の方に落とされておられて、割と容易に農地を転用できるようになつて、若しくは農振法の規制を解除できるようになつて

いると。それをもう少し見直す必要があるんじゃないかな?ということを農水省の方に一つお聞きした

いし、また、もう一つ大事なことは何かと申しますと、資料をちょっとごらんになつていただけます

す。

また、知事が行います立入調査につきましては、農業委員会への委任などを進めるごとに見ておりまして、こういったことで違反転用なんかの

防止というのもきちんとやつていただきたいといふように考えております。

しましては、農業上の制度におきましては規制は難しいということは御理解をお願い申し上げたいと思っていろいろどころでございます。

○政府参考人(竹嶽誠君) 都市計画区域外の規制でございますけれども、平成十二年の都市計画法の改正によって準都市計画区域制度を創設して、この区域では用途地域や特定用途制限地域を指定することで商業施設等の規制をすることができるようになりました。ただ、準都市計画区域は、農

地については原則として指定することができない
とされていますから、今先生御指摘のような問題
が起きているわけでございます。

制度的な御議論をいただくために社会資本整備審議会に、先般、新しい時代の都市計画はどうあるべきかと諮問したところでございまして、今後この問題の検討を進めていきたいと考えております。

○藤木健三君 皆様もこれ答弁聞かれて分かると思ふんですけど、農水省と国土交通省さんが全然連携取つてやつてないからぽんぽん落ちていてくんですよ、はつきり言つて。農水省、商業地だつたら知りませんと。農地、我々の持分じゃな

いです。ぼつくり落ちている。それが現実だと思います。例えば、韓国ですと土地利用に関する法体系は一体化されています。都市の地域と農地は一体的に管理できる。ですから、落ちがないんですね。

私は本当に、今審議されるらしいですけれども、是非大臣にお聞きしたいんですけれども、我が國もきちんと落ちがないように、ばらばらじやなく、やはり国土交通省さんがきちんと国土の開発ということを体系的な法律で押さえてほしいと思いますが、いかがですか、これについて。

○国務大臣(北側一雄君) 私も、今委員の御指摘の話については強く問題意識を持つておりますし

て、実を言いますと、昨年の九月に大臣に就任したその日に、まちづくり三法も含めまして、やはり必ずしも十分に機能していないんじゃないのかと、十分その実態というのをまず調査をしていくとして、この見直しへついてはよ

いか、そういう発言もさせていただきました。それ以降、実態調査、先ほど局長が答弁しましたように、してまいりました。今般、社会資本整備審議会の方に諮問をしたというふうな流れになつております。

づくり、都市計画等をしていかないといけないと
思つております。
かかわつてゐる省庁、これ経済産業省もかか
わつております、御承知のとおり、関係省庁と
もよく連携を取りまして、しつかり今の時代にふ
さわしい計画作りをしてまいりたいというふうに
思つております。（発言する者あり）

とやるためにには、やはりこの今回の法律では国土交通大臣になつてゐるんですよ。この法律の所管が。やはり私は、首相、総理大臣がきちんと各省庁をまとめ上げてやるべきではないかと私は思いますし、またあと農水省さんに申し上げたいんで

すけれども、本気で食料安全保障を考えていただけみたい。私は、こういう農地、農用地がどんどんどんどん転用されているという状況をどう考えているかというのは、真剣に考えてください。それはお願いします、是非とも。この場でお願いいたします。

ショッピングセンターに変わり、そして近隣のアーケード街、多分皆様が本当に選挙区にされている町もそうだと思いますけれども、私は、天国いろいろ回りますと、アーケード街のシャツがござりません。この問題

ターカーが下りている地域が本当に多いです。その理由を聞きますと、やはり郊外にショッピングセンターができる、そこがどんどんどんどんお客様を吸い上げているという状況、そのショッピングセンターもほとんどは農地を転用したものが多いということはお聞きしています。

きたいんですけど、そしてもう一つ問題がある。それは何かと申しますと、ここにA市、B町、C町、D村と書きましたが、広域的な土地利用の規制がないために、結局、町とか市同士でショッピングセンターの取り合いやっているんで

すよね、自分の町に来てほしいと。取り合いなんですよ、いい条件を出して。ですから、農地をどんどん転用して、そしてショッピングセンターをうちにつなぎってきてくださいということをやつているんですよ。農水省さん、考えてください、ちや

んと。
これで何が起きるかというと、この場合です
と、D村がもしショッピングセンターの誘致に成
功すると、お隣の市とか町のアーケード街が寂れ
ていくことなどが起きてくる。

ですから、私が御提案申し上げたいのは二つでございます。

一つは、今その大店舗の出店に関する規制はWTOの規制で認められていません。ところが、調べてみますと、イギリス、ドイツ、アメリカなど

では都市の景観の問題、都市計画上の問題、いろいろな、ドイツなんかは製品の規制までやっているんですよ、実は。そういう工夫をしなきゃいけない時期に来ているんですから、特に国土交通省さんは都市計画の観点から僕は規制ができると思いますが、それが一つ。

それともう一つは、このような市町村が争つてこの開発を行ふんではなく、やはり広域的な、市

町村を越えた広域的な調整機能が必要だと思いま
すが、いかがでござりますか。
国土交通省さん、お願ひします。短くお願ひし
ます。

〔政府参考人(竹嶺謙吾)〕 ます大型店の出店に関する規制でございますが、平成十年と十二年に都市計画法を改正して、市町村が大型店を規制するような道具を作りました。しかしながら、これが使われてないという実態がございます。今先生御指摘のように、今後、高齢化社会、歩いて暮らせるまちづくりが必要だと、こういう時代の中

で、やはり都市計画の道具を市町村が使いやすい
ような形で作つていく必要があるという点が第一
点でございます。

特別用途地区を定めて大規模店舗の立地を制限しておりますけれども、周りの市町村ではそういう規制をしていないというので、豊田市の小売の売上げが減るというようなことがございますから、今先生の御指摘のような広域的な調整の在り方、

これについても、先ほど大臣が申し上げました社
会資本整備審議会において検討をお願いして
いるところでございます。

いただいてよろしいですか。制度はつくられていいなんですか。」と仰るところには、なかなかお答えにならない状況です。八割がやつてないと答えていいんです。国交省さん、実は。ところが、四ページの上の方にござりますように、都市計画法による対応、条例で対応したりするところはほとんどのない状況です。

るという状況です。もつと多いですね、無回答がありますから。そしてまた、まちづくり条例などによる対応も、これは地方自治法ですけれども、進んでないという状況です。

なぜ進まないかという話を考えてみると、五ページ目、特に六ページ目をちょっととごらんになつていただけますか。六ページ目をこらんになつてください。都市計画関係の法体系、関係し

たやつがこれだけあるんですよ、これだけの法律がある。自治体の方にお聞きしていると、担当者に聞いても、どの法律をいつ使っていいか分からぬ。六ページ目にございますが、どの法律を、どこを使っていいか分からぬという状況になつてます。それで八割以上が使いこなしてない。この状況ですと、法律を作った意味が全くないですよ、はつきり言つて、という状況を認識してください、是非とも。

そしてまた、広域の調整、これは今審議するというより、もう今この法律でやるぐらいの話じゃないかと私は思ふんですよね。なぜそんなに遅れるのかというのが不思議ですけれども、広域の調整機能をきちんとやつていただかなきゃ困ると私は思つています。(発言する者あり) そうなんですよ。もう役所の方は、実際に自治体の方なんかはどの法律をどう使っていいか分からぬ。

特に五ページ目をちょっとごらんになつていただけますか。これは、いろんな省庁が地方自治に対するまちづくりの関係の計画を作りなさいと言つているものの一覧です。一番上にあるのは地方自治法の二条に基づく基本構想、地方の基本構想。その下に都市計画区域のマスター・プラン、これは都市計画法。そしてまた、下の方にも都市計画法。あとまた、右側にいきますと中心市街地活性化基本計画、これは経済産業省の関係になつています。

ですから、総務省、国土交通省、そして経済産業省からのこういう計画を作つてはどうですかという話が来ているという状況ですけれども、自治体の方は分からぬんですね、この違ひが。それで混乱させて、結局、状況はどうかというと、八割の自治体が条例とか作らずに何にも対応してないという状況になつてます。この状況をどう大臣お考えですか。

○國務大臣(北側一雄君) 自治体の方がよく分からぬとおっしゃいましたが、私は必ずしもそうは思つておりません。

自治体の方々にも専門家の方が一杯いらつしゃ

いまして、そういう様々な法律の目的、趣旨等もよく理解された上で今のような実態になつてゐるのはなぜかというふうに私は思うわけでございません。

ですが、例えば先ほど委員の提出されましたこの資料、二ページ目のこの絵ですね。確かに、今の都

市計画というのは、これ、基本は様々な手段は用

意されておるわけでございますが、各市町村が都

市計画を策定をしていくと、用途地域の制限と

か、そういうのも市町村が決めていくという仕組

みになつてゐるわけですね。

例えば、これですとD村ですか。これはD村に

大規模店舗ができるというような趣旨でしょうかね。

○藤末健三君 そうです。

○國務大臣(北側一雄君) そうです。

そうすると、その当該自治体からしますと、

やつぱり我が地域にこの大規模な店舗が來ていた

だけと、それは雇用にもいいねと、雇用の創出も

できるねと、またそのことによつて何か道路も

造つてもらえるかも知れないとか、ある意味

じゃ、当面のその地域のプラスの面をやつぱり考

えていかれるという側面が非常に強いんじゃない

んでしようか。そういうことによつて、今委員が

おつしやつたように、周辺の市町村が一生懸命都

市計画を用途地域を指定したりやつて、一生懸命

都市計画をやつているにもかかわらず、それが、

やつぱり都道府県がこの広域的な調整の役割を果

たすべきだと思います。基本的な計画は住民の参

加の下に市町村が作ります。しかしながら、広域

的な影響がある施設についてはやはり都道府県が

きちっと調整をしていくと、こういう仕組みが必

要ではないかと考えております。

○藤末健三君 申し訳ないんですけど、地方

自治体に丸投げ、農水省さんに丸投げみたいなこ

とはおっしゃつていただきたくないです、私は。

私は、具体的に、なぜこんなに計画が地方自治

体の方々は作らないのかという話、条例をなぜ作

らないかという話、その原因、そしてどう対応す

るかということを明確にお答えいただけません

か。お願いします。

おります。

○藤末健三君 是非、広域的な調整をやれるよう

にお願いしたいと思います。

そして、もう一つのポイントとして私は挙げさ

せていただいたのは、やはり自治体がほとんど計

画を作つていない。例えば、前回の質問で申し上

げましたけれども、国土利用計画の市町村計画の

策定率、六割を割つています。そしてまた、条例

作つていないという、明確に答えたところが八割

と。そうすると、まじめにやつてゐるところは損

しちやうようなことも起きてゐるということを聞

いております。

ですから、これはまた国土交通省さんにお聞き

したいんですけども、具体的に地方自治体に計

画を作つてもうためにはどうすべきかと考えて

いますか、お答えください。

○政府参考人(竹誠誠君) 地方分権の時代であ

り、都市間競争の時代です。しかしながら、この

広域的調整ができないと、やつたところだけが得

するということになつてゐるということです。

したがつて、やはり生活圏単位と申しますか、

やつぱり都道府県がこの広域的な調整の役割を果

たすべきだと思います。

○政府参考人(竹誠誠君) 都道府県の調整については結構で

す。私がお聞きしているのは、なぜこれだけ枠組

みをつくつてゐるのに地方自治体は使つていない

わけですよ。それをどう評価するか、そして今後

どうするかをお聞きしてゐるんですよ。さつきの

計画もそうじやないですか。目標は作ったけれど

も満たされていませんと、それが状況が変わりま

した、農水省さんの管轄ですと言つちやうよう

な、そういういい加減なことはやめてほしいんで

すよ。この状況をきちんと評価し、そしてどう対

策するかということをお答えください、ここで。

○政府参考人(竹誠誠君) まず、なぜ作られない

かという点について、若干丁寧に御説明申し上げ

たいと思います。

一つは、実態の面と制度の面、二つあるんです

ね。一つは、先ほど大臣が御答弁申し上げました

ように、例え今年七月の内閣府の調査、これで

大型店が必要か不必要かという質問に対し、必

要と答えた方が四〇%、不要と答えた方が五〇%

なんですね。そういう意味で、郊外に人が住んでマ

イカーが普及しているという中で、大型店に対す

る支持も根強いものがあるんです。そういう中

で、市町村が大型店を禁止するという道具を使え

るかどうかという点が大きな問題になつてゐるん

だと思つてます。

したがつて、今後考える、今後制度を検討して

いくわけですけれども、大型店と地元の商店街が共生できるようにするにはどうしたらいいのか、それから町中で人が住んでもらうにはどうたらいいかという、いろいろな手法を組み合わせていかないとこの問題は解決しないと考えています。

町村にどつては非常に使いにくい、よつぼど大型店を規制しようと腹を決めたところだけが使える制度ですから、そうではなくて、市民の参加の下に、本当に我が町にどつてどういう形がいいのかなに議論する場、それをつくることが今回の多分制度改正では一番大きなテーマになると思想す。

都市計画法についていろいろな批判がございまして、まちづくり基本法が別途必要だという御議論がありますが、まちづくりの基本法はやはり都議論がござります。したがって、都市計画の手続を今のような問題にちゃんと解決できるよう改訂していくのが我々の仕事だと考えております。(発言する者あり)

○藤末健三君　いや、本当に、ちょっと真剣に考えてください。枠組みの問題じやなくて、枠組みの問題じやないですよ。これ絶対。先ほど本当に、周りから言われているように人材の問題もありますし、あと法体系自体がもうぐちやぐちになります。

なっていることも整理しなきやいけないですよ。やりますやりますだけじゃ困ると、はつきり申し上げて。それは申し上げたいと思います。

また、まちづくり基本法ということをちょっとおっしゃっていただいたんで、それについてちょっととお話し申し上げたいと思うんですけども、今までのこの議論をお聞きしていただいてもう本当に皆さん分かっていただいたと思うんですが、二つのポイントがあるんじゃないかなと思ってます。

一つは、様々な省庁がばらばらにやっているプランというものをきちんとやっぱりまとめる必要があると思います、私は。経済産業省、国土交通

省、総務省、農水省。お互いに、ここはおれたちやるけれどもあとは知りませんと言つてはいる状況を改めなきゃいけないというのが一つ。
そんでもう一つは、地方議会台本をしませんわ

そしてもう二つは、地方自治体に大抵はいよいよさせなきやいけない。枠組みをつくつた、地方自治体さんはつくれませんと、それは私たちのせい

て、議論も大分やらしていただいております。
恐らく、委員のおっしゃっている趣旨と私ども
が今考えている方向性とはそんなに違いはないと思
つておりますし、是非、今後とも委員の積極的
な御指導を賜れば有り難いと思っているところで
ございます。

○池口修次君 民主党・新緑風会の池口でござります。

今、藤末さんの方から総括質問がされたんで、ちょっとと場がもちません感じがしますが、民主党として今法案の最後の質問になろうかというふうに思いますので、是非お願いをしたいというふうに思っています。

法体系を分かり、そしてまたきちんとしたまちづくり、むらづくりができるような法律を作らなければいけないというふうに考えておきます。

七ページ目、ちょっとごらんになっていただきてよろしいでしょうか。

七ページ目が、これは私の事務所で作ったもの

あと広域地方計画ができるようになつております
けれども、やはり大事なことは、先ほど国土交通
省の方々が考へているように、枠組みだけつくつ
て自治体さん、勝手にやつてくださいよという話
じゃなく、やはり省庁を横断したきちんととした体
系立つた国土の在り方を議論するような仕組みが
必要ということが一つ。
そしてもう一つは、地方自治体の方が、国土利
用計画は六割しか作っていない、また条例などは
八割作っていないような状況になつてゐるという
状況の下、きちんと地方自治体が自分たちが主む
べきことをやつてもらわなければいけない、これが

町の在り方を議論し、そして条例などを作れるような体系をつくるべきだと思つていまして、やはりまちづくり基本法のようなものが必要じやない

かと思いますが、大臣、いかがでございましょうか。そして、あと総務省の方も是非お答えいただきたいたいと思います。

○国務大臣(北側一雄君) 先ほど局長が答弁しましたが、まちづくり基本法の中にまさしく入れるべきだと考えておられるものは、まさしく都市計画法の中にきちんと位置付けていくべきだというふうに私は思つておりますし、社会資本整備審議会に諮問をしたばかりでございます。いずれにしましても、実態調査等も大分進めてまいりました

て、議論も大分やらしていただいております。恐らく、委員のおっしゃつてある趣旨と私どもが今考えている方向性とはそんなに違いはないと思うところとして、是非、今後この議論を重んじて、

○池口修次君 民主党・新緑風会の池口でござります。

今、藤末さんの方から総括質問がされたんで、ちょっとと場がもちません感じがしますが、民主党として今法案の最後の質問になろうかというふうに思いますので、是非お願いをしたいというふうに思っています。

まちづくり基本法の必要性についてのお尋ねでございますが、今後の分権型社会におきましては、住民に身近な基礎自治体であります市町村がまちづくりの中心として大きな役割を果たすということになるのは間違いないわけでございまして、現在でも市町村は、地域の発展のための基本的な計画であります基本構想を定め、総合的、計

目的的な行政の運営を図つてゐるところでござります。
一方で、市町村が自主的かつ自立的に行政を運営するためには国の関与はできるだけ少なくするということも必要と考えております。御指摘の新たな法制度の策定に当たりましては、国と地方公共団体といふ公共団体との適切な役割分担、地方公共団体とう中には当然、都道府県と市町村との関係も十分考へる必要があるわけでございますが、これを十分踏まえた上で慎重に検討していく必要があると考へております。

○櫻木建三君 最後この場にいる委員の方々が、

に申し上げたいんですけど、我々やっぱり国会の方でイニシアチブを取つてやらなければ、まことに各省政府が勝手にやつちやうんですよ。そして、

またぼこぼこ落ちていくんですよ。そして、日糧を作つても達成できないということになりますので、国土の在り方というのは、恐らくもう超党派で僕は議論するべきだと思います、これは。ですから、是非とも、本当に我々の力できちんとしたい国土の在り方、それをつくるためにどのような制度が必要かということを是非やつていけたら、やるべきだと思いますので、この意見をもつて終わらせていただきます。

○池口修次君 民主党・新緑風会の池口でござります。

ちよと場がもぢません感じかしますか 民主党として今法案の最後の質問になろうかというふうに思いますので、是非お願いをしたいというふうに

改めてということになるかもしませんが、
ちょっとと最初に、今法案を改正する目的について
改めてちょっとと確認をさせていただきたいという
ふうに思つております。

実は、この法案を前向きにとらえると非常にい
い法案だと言う人もいるし、いや、後ろ向きにと
らえると何か五全総の次の六全総じやないかとい

う受け止め方もありまして、非常に受け止め方が
ばらついているんではないかというふうに私自身
は思つております。

先週の我が党の北澤委員の質問の中でも、何で
これ新法じゃないんだと、一部改正法なんだとい
うような質問もありました。改めて法案の提出理
由説明を見させてもらいますと、要するに、今ま
では開発を基調とした量的拡大を志向したものと
なっていますと、「このため、地方分権や国内外
の連携に的確に対応しつつ、国土の質的向上を図
り、「云々ということになつていて、今まで
は量的拡大を志向していました。で、「この

「なぜ、お前は元気？」と尋ねた。「このため、」となつてゐるんだけれども、「このため、」が何なのかというのがちょっとよく分からぬんです、実は。

そうすると、今までの量的拡大もやりながら、更に国土の質的向上も図るという法案なのか、いや、この量的拡大を志向したものについては様々な問題があつたんだと変えたというふうに言つていいのか。この「このため」のその接続詞がどこを指しているかよく分からぬ。だから、この法案がどういう法案なのかというのが、それぞれの解説が私はあるんではないかというふうに思つております。

うところを端的にちよつとお聞きをしたいというふうに思います。

時点でどういう見解をお持ちなのかというのをもう一回ちょっとはつきりさせてください。

例えば公共事業については、国土交通省も、第三
者委員会等々の検討の中では、無駄なものは造らぬ

けにいかないので、ちょっともう一回、最後に大臣にお聞きしたいんですが。

○政府参考人(尾見博武君) 今先生から御指摘がございましたように、開発基調というものから転換したいということがベースであります。

○政府参考人(尾見博武君) 量的な拡大を一切しないというふうな考えはございません。量的なせん大も必要な場面、シチュエーション、場所、時

というふうに基本的スタンスを決めております。で、無駄とは何かというような御議論になつてくるのですが、例えば道路というようなものに

この量、今までの量的拡大してきたものがやはり現状認識として限界が来ているんだという中で、量よりももう質をねらった政策なのか、若し

それはなぜかというと、これまでの計画の中に開発という言葉が全面的に出ていたか否かとか、そういうこともあります。やはり人口が増加する、それと経済が順調に成長していくと、私は正の循環と呼んでおりますが、そういうことが続いてきた中で、これから人口減少という社会に突入するといったときに、そうすると、今まで

期、そういうものもあると思います。
ただ、大きく見たときに、そういう量的な拡大をしていくというウエートよりも、質を充実させるとか、国土の環境を整備するとか、そういう問題に例えばウエート付けて、これは適當かどうかどうか分かりません、これは七、三だったものをその關係を少しひっくり返すとか、そういう方向に向

ついで、その交通量、交通需要で考へるというの
が今までの道路計画なんかを作るときの一番の
ベースであります。したがつて、車が通らないと
道路は無駄ではないか、こういう議論もありま
す。車を通すことに最大の目標があるというふう
な道路もあると思います。それから、そうでなく
て、例えば地震とか、大きな地震が来たときにそ

くは、いや量もそこそこやつて質もそこそちやりますといふことなのが、ここのことろがこれから日本の日本の形なりを考えるときに、情勢もどんどん変化しているわけですから、そのとこらが私は、本会議でもお伺いしたんだけれども、いまいぢぢよつと分からないんですね。大臣にもうちょっとそこを。

は人口が増えるということ。あるいは経済成長をすることは、需要というようなものがどんどん高まつてくる、あるいは需要の内容も豊かさに伴つて高度化てくると、そういうことでその新しい需要にどんどんとこたえていくことが基調としてあつたのではないかと。これに対して、これらの時代は、そのベース

○池口修次君 一方で、やっぱり公共事業、国土の開発ということなり保全なりにしても、やっぱり公共事業ということになるわけで、事公共事業に対して国民の持つてある感じというのは、やっぱり無駄な公共事業が多いんじゃないかというふうに思ってます。

これから過剰するとか、あるいは緊急物資とかそういうものを運び入れるというようなことで、ふだんは余り車の量は多くないんだけれども、いざと いうときに、大事に機能するという観点もあるで しょうと。

そういうことで、需要の側面からだけ公共事業 の例えは必要不要を議論するということではなく

○国務大臣(北側一雄君) 戦後 我が国社会といふのは、人口はどんどん増加をしていく、そして経済が急速に発展をしていく、都市化が進んでいく、そういう中で、社会資本の整備についてやはりどんどん拡大をせざるを得ない、していかないといけない、そのことによつて人口の増加や都市化や経済の発展に対応をしてきたということだと

のところが大きく下りというか変わっていきますので、もちろん地域とかあるいはタイムズパンもありますので、直ちにということになるかどうかありますので、直ちにということになるかどうか分かりませんが、大きな流れとしては、新しい需要に対してこたえていくというところが相対的に言えばウエートがだんだん下がつていて、ト一フレにて見ればより直線的の方が、安全で

うな話もありますし、今のこの日本の借金の体質の中での中でこのまま続けていけるのかというような評議が出てる中で、それを踏まえたものなのか、いや、それはそれとして、新たな需要が、環境がわってきて新たな需要があるんで、それもやりますということなのか。

て、もう少し違った観点も含めて議論をしていた
だく必要があるんじゃないか。そういう考え方を
全国計画で提示をし、じや各論での道路がそ
ういうものに値するのか。例えば、十本の路線のう
ちこの一本と二本は、なるほどすぐには車は通ら
ないかもしませんけれども、いざというときの
ところはさうやしない備えをしておいた方がよろし

いうふうに思うわけでございます。
先輩の方の御努力で我が国にも一定の社会資本と
いうのは、ある一定の水準までやはり整備され
きたんだろうというふうに思うわけでございま
す。これからいよいよ人口が減少時代に到来をし
てくる、また高齢社会、本格的な高齢社会がやつ
てくる、各行各つてこらへこ進むべき各成長と

か安心とか言つてゐることですが、その需要にこ
たえていくと。

そのところがよく分からなくて、やつぱり何を
然として今までのように公共事業をやるんじやない
いかという受け止めが私は一方の批判する声として

たぬにはむかし人と儲けをしておく必要があるんじやないかということで、ここは例えば二十年、三十年掛かっても着実にやっていくということを

てくる。経済についてもいかに確実な経済分析をしていくのかということが大きな課題になつている。社会経済情勢が大きく転換する中で、

道路で言えば交通量があるからすぐ造るということではなくて、それもあるところはそれでいいんですけどけれども、別に、まさかのときにこれがつながっていることが大事だとか、そういう新しい価値観でもつて計画を作っていくと、そういうことが大事なんではないかというような意味でこういうふうな提案をさせていただいているところでございます。

ては強いんじゃないかというふうに思つていまして、やっぱりその部分が明確にならないと、なかなか、公共事業に対してどちらかというと不がないかというふうに私は思つていまして、更度ですが、ちょっとそこを是非分かりやすく説得度です。この法案を理解しようと言つてもなかなか難しいのではないかというふうに私は思つていますが、度です。度ですが、ちょっとそこを是非分かりやすく説得していただきたいと思うんですが。

○政府参考人(尾見博武君) これはだんだん私目になるところもあるかもしませんが、具体的な例で物を考えさせていただきたいと思いますが、

地域の総意でお決めになるのであれば、そういうこともできるようにならうかと。ですから、その判断も、判断の選択を地域の総意にゆだねると、国の仕事であつてもゆだねるということをボイントにしながら方向を転換していきたいと、こういうことあります。

ですから一切を、今までの路線を一切を否定するとか、それで一切新しい需要対応のものは造らないとか、そういうことを申し上げているわけでございません。

社会資本のやつぱり整備の在り方についても、従来の開発を基調とした考え方から、一つは、先輩方の努力で造られてきたこの既存ストックをこれからある意味じや整備もしなければいけない、補修もしなければいけない、リニューアルもしなければいけない、場合によつては建て替えもしないといけないというふうに、むしろ造られた既存ストックをいかに有効に活用していくかということに、これはコストも掛かりますし、また視点も移していかないといけないとも思います。

第十部 國土交通委員會會議錄第三十號 平成十七年七月二十一日 [參議院]

んだという趣旨ではありませんが、開発を基調としたものから、むしろいかにこの既存ストックを保全をし、整備をし、そして有効活用していくのかというふうなところに、これは重点がシフトをしていくような転換点に来ているのではないかと、こういう認識を持つておられるわけでござります。

それともう一つは、地方分権といいますか、この国土計画についても地方の方々の御意見をしっかりと聞いていこう、また地方も交えて地方の計画を作っていくこうじやないかと、こういうところが今回法改正の大きなポイントかなというふうに認識をしております。

○池口修次君 私も、その量的拡大を全くやめなきやいかぬという今の日本の社会資本の状況かといたしまして、私は必ずしもそうではないと思いますし、やっぱり必要なところはやつていかなきいけないというふうに思いますけれども。やっぱりトータルとしては、今の、多分人口も減っていく中で、税金がこれ以上どんどん、増税をすればちょっと別ですが、なかなか抱える金をもう使えないなると。やっぱり税金を本当に有効に使つた中で必要な社会資本の整備もするという観点を考えてやつていくんだろうというふうに思つております。

やっぱりそこで言いたいのが、これ以上質問をしませんけれども、やっぱりこの法案の中で、「このため」という言い方が非常にばかした言い方なんですね。「このため」というのは何のためなんですかと。ここでやっぱり一つ、今の財政状況もありということが入つていれば、やっぱりそういう認識でこの法案が組み立てられているんだなど、そういうところにも配慮をしてね。いや、これを全く、何回も言いますけれども、財政状況だから社会資本は全部開発はやめるということを私は言つてゐるつもりじゃなくて、やっぱりそういうところにも十分頭に入れた上で、こういう方針になつておられるのだなというんであれば、ある程度納得できる人は増えると思うんですが、私も

は、「このため」というような言ひ方は、私は非常にまづかったなというふうに個人的には思つて保全をし、整備をし、そして有効活用していくのかというふうなところに、これは重点がシフトをしていくような転換点に来ているのではないかと、こういう認識を持つておられるわけござります。

○池口修次君 ということで、もう一つの観点で、私は、公共事業のコストの問題というのをちょっと残りの時間でお聞きをしたいというふうに思つております。

○政府参考人(奥田修一君) 先ほど申しましたとおり、これについては建築着工統計の数字から持つてきているものと云ふことがあります。

○池口修次君 ちょっと非常に何かまた何かよく分からなくて、はつきり言つてほしいんです。それはそれとして一方の意見としては正しいといふふうに思います。ただ、やっぱり今のこの国の情勢の中、一方で政府税調なんかは増税もしますよというようなことを言つておられるわけですか

○政府参考人(奥田修一君) おつしやるとおり、建築着工統計のデータそのものでござります。

○池口修次君 これは内閣府の地域経済レポート

は国土交通省の役割だというふうに思ひますし、何でも民間がやれば官がやるよりもいい、すばらしい社会ができるんだというような風潮に対しても、私はそうではないんだと、やっぱり官がやつたつてすばらしい仕事をするんだというところを私は国土交通省が姿勢として示していくべきやいけないというふうに思つております。

○政府参考人(奥田修一君) 渡つてお聞きをするんですが、資料が

○池口修次君 ということですけれども、例えば特に民間特有、官庁では余りない種類の建物で、例えばバブル前後の大きな上下、これにつきましては、当然のことながら需給関係が激変というか逆転というか、そういうことによつて民間建築物が大きな影響を受けているという状況があると思います。

○政府参考人(奥田修一君) おつしやるとおり、国土交通省が担当して作成しております建築着工統計のデータでございます。

○池口修次君 ということで、この資料を見ていて、普通の人は何でこういうふうになつているのかなというふうに思ひまして、一つの特徴は、九〇年、九一年のバブル以前の傾向とバブル以降の傾向というのは全く変わつてゐるんですね。(「当然だよ」と呼ぶ者あり) ここのこところを

どうふうに思つてないんで、ここのこところをどういう理由で変わつたかというのを説明していただきたいというふうに思ひます。

○政府参考人(奥田修一君) この着工統計における公共建築工事と民間建築工事の価格差につきましては、私ども國の建築物を整備しております。それでもこのデータ自体は理解をしているし、とうとう理解しております。

○池口修次君 そうすると、これは国土交通省と

○政府参考人(奥田修一君) うことでよろしいんですね。

かというのも調べておりますけれども、官庁、公共建築ではバブルの前後では用途の変化は余り大きくございません。ただ、民間建築物で申しますと、例えばバブル前は事務所建築の割合が大体一五%程度あつたんですけれども、バブル崩壊後は七、八%ということで半減をしております。実は、この事務所建築というのは建築の種類の用途の中でも単価の高い種類の建物でございますから、平均単価よりは数万円高い建物です。ですから、こういう単価の高い建物の比率が減つてきてるということで、それも一つの民間建築の単価を押し下げる要因になつてゐるんじゃないですかといふうに考えております。

逆の観点から、公共建築がバブル以降値上がりするような要因があつたかどうかということも検討しておりますけれども、これにつきましては、

公共建築全体というよりは、あくまでも私どもが

国が建物を造るときに施設として取り組んできておることですけれども、三つほどあります。一つは阪神・淡路大震災以降、防災拠点施設を整備する場合には耐震性能の強化というのを図つております。

これが一つの押し上げ要因。それから、税務署とか職安とか、そういう窓口を持つ庁舎に

ついては更にバリアフリー化を推し進めるということですけれども、三つほどあります。

近、地球環境問題ということで環境負荷低減のために対策を取つてゐる。こういった要素も一つと

して単価を上げる要因にもなつてゐると思ひますけれども、これらにつきましては、公共建築全体

やつてないという話ではございませんので、どの程度こういうことが寄与してゐるかというのは、必ずしも明らかでないところでござります。

以上のような要因でそういう差が生じてゐるのかなということで、今現在の分析の結果からは考えてございます。

○池口修次君 以上のような要因でつて言いまし

たが、多分、今の説明でこれを理解できた人は、私は、少なくとも私は理解はできていませんで

す。

民間は、これははつきりしてゐるんですよ。これがバブルのときに需要と供給の関係で一時的に

上がつて、ラインとしては別に下がつてゐるわけ

じゃないですからね。正常な価格に民間はなつたんです。ただ、で私は、公共事業は少し上乗せで

私は構わないというふうに思つてゐるんです。バブル以前の価格に対しても少し上がつてゐる、こ

れは私は、やっぱり公共の物ですから、今言われましたように耐震をやっぱりしっかりとしなきやい

かぬとかいろいろな要因がありますが、上がつてゐるものこれは私も認めます。ただ、バブルで、

先ほど言いましたように民間のラインというの

は、これバブルの需要の関係で上がつていてますから、それについて公共も上がつてゐるんです。

ただ、公共はバブル崩壊した以降は全く下がつてないんです。この理由が説明しきれない限り

は、私は、公共事業、公共工事がやっぱり高コストだという国民の疑問に對しては、私は答えたこ

とにならないし、答えてないというのは、依然ど

して国民のやっぱり公共事業に対するネガティブな意見というのは、ならないと思うんですよ。だ

からここは私は、国交省は合理的な説明をする義務があると思うんです。（発言する者あり）いかがですか。

○國務大臣（北側一雄君） 今、營繕部長が答弁をさせさせていただきましたが、同じ用途、構造、種別

の官民の建築物の実績に基づいてコストを比較し

た調査もあるんですね。同じ用途、同じ構造、種別

の建築物と、その調査によると、耐震性の強化等以外には大きな差はないという調査結果もござります。

ですから、もう少しよく調査検討させていただきたいと思いますが、一概にお示しになりました

この表によつて公共建築物のコストが高くなつてしまつてゐるというふうには直ちには言えないので、是非このところは本当に力を入れて、

ちゃんとした説明をするのか、若しくは説明し切れないんだつたらやっぱり下げなきやいけないと

いうふうに私は思つております。是非お願ひをします。

で、もう一つ、せつかく航空局長に来ていただいています。これもいろいろ、脇さんから言われると怒られる話かもしれませんのが、中部国際の事

業費が大変削減ができたということで、見方から

して、非常に模範的なものだということで、見方から評価がされております。

これについてどのように、その中部国際の事業

全体についてどのように国土交通省として受け止めているのかをお聞きをしたいというふうに思ひます。

○政府参考人（岩崎貞二君） 中部国際空港の事業

費でございますけれども、平成十六年度までに要

する責任があるだろうと。今の答弁ですと説明がさ

れていないというふうに私は思つています。まあ

場外の意見もあるようですが、そつちの方がそれなりの理由はあるんですが、私はその場外の意見

にくみするものではありません。いかがですか。

○政府参考人（奥田修一君） この問題につきまし

ては更に分析検討を進めて、その中で民間建築物

のコストダウンのノウハウが見つかればそういう

ことも活用させていただきて、今後とも公共建築

のコスト削減に努めていきたいというふうに考

ております。

○池口修次君 私言いましたように、私の疑問は

私だけの多分疑問じゃないというふうに思つてい

ます。これが公共事業に対するパッキングの大き

な要因であるのは事実だと思います。だから、こ

れに対してやっぱり国交省、八割をやっていま

す、公共事業を所管している国土交通省はちゃんと

とした説明をしないとやっぱり国の事業に対する

信頼は回復できないというふうに思つております。

ただ、先ほど言いましたように、一方で、これ

だけが要因ではないんですが、それは業界の方

も大変だというふうに思います。

ただ、先ほど言いましたように、一方で、これ

だけが要因ではないんですが、やっぱりこれ、國

の負担がもし増えるということになりますと、

やつぱり国民のサイド、国民は、やつぱり大変な生活状況になれば、それはいろんな知恵を使いましてできるだけ支出を減らすような努力をするわけです。

ですから、中部国際の問題についても、私はそれなりの努力をしてやつぱり下げて、じゃ中部国際がちょっと不安な空港かということではないというふうに思いますから、ちゃんととした空港が一応の努力をして削減をすることができたというところを受け止めて、必ずしも、じゃ中部国際のものがすべての国の直轄の事業に水平展開できるかどうかというのではないいろいろ法律的な縛りもあつて難しい部分があるかもしませんが、これからやっぱりそういう協力もしていくという姿勢を示していただかなないと、私は国民の理解は得られないんじゃないかというふうに思つております。

この、ある意味その中部国際で一つ実証できたものについて、これから、まあこれはこれなんだということで終わるのか、やっぱりこういうことも参考にしながら削減努力を引き続きしていくといつもりなのか、ちょっとこの点も確認したいと思います。

○政府参考人(峰久幸義君) 中部国際空港の事例につきましては、今御説明もしましたように、金利の低下とかあるいは地盤が安定したというふうな個別の条件によるところが大きいわけでござりますが、ただ、あわせて旅客ターミナルビルなどの建築工事では、スケールメリットを加味して独自の資材価格を、資材単価を用いて積算したり、あるいはVEの実施などを行つてコスト削減を図つて、そういう意味でのトータルの試みもされて いるところです。

そういうことで、国土交通省におきましても、こういう民間からの優れた技術提案を活用して品質を確保しつつコスト縮減を図ることは重要なことだと思っておりまして、これまでも、入札時あるいは後からのこととてコスト縮減につながる技術提案を求める方式、いわゆるVE方式の採

用とか、あるいは企業からの提案について、価格だけでなく工期、機能、安全性などの要素を総合的に評価する方式、総合評価方式、こういうものの導入を進めてきたところであります。

あわせまして、分はとの不外、ノンレート等の
資材の調達方法等でございますが、国土交通省に
おきましても十六年度からちよつと試行しており
ますけれども、積算に使用する資材価格調査に関
しまして、千トンを超えるような特に大口の取引を
資材価格の調査につきまして、これは数量であり
ますとか時期とか場所、こういうものの取引条件
を限定しまして、それでインターネットなどを活
用してより安い資材価格調査を行い、得られたそ
の最安値を積算に採用するという、こういう試み
もやつておりますて、そういうことで直接的な工
事費の縮減も試みる調査を試行しているところで
ございます。

こういうものも含めまして、中部国際空港建設
事業での取組、そういうものを参考にしながら公
共事業のコスト縮減には積極的に取り組んでいき
たいと思っております。

○池口 梅次君 時間がなくなりましたので最後に
　　ちよつと一点だけお聞きをしたいんですが、私が
　　本会議のときに談合問題等の質問の中で、国交省
　　としてやつぱりコスト、公共事業のコストの問題
　　をどうとらえているのかという質問の中で、大臣
　　の答弁は、当然談合で独禁法違反が発生したら、
　　これはペナルティーとして一〇%の支払を求める
　　ということで発注側と請負者で合意がされておる

んで、独禁法違反が確定すればこれは一〇%戻つてくるんですよという答弁でした。

たた 私は 独禁法違反が発生したら――〇% 戻つてくる、じゃ後は別にいいのかということです。 言いますと、よく言われているのは、別に、どうも 例えばすべての問題が独禁法違反で摘発されて いるのかと。経団連の奥田さんの発言からいう と、いや、談合というのは別にあるんですよと、 ジョブシェアリングですよという、事実かどうかか はそれは分かりませんけれども、まあそういう人

までも、いや、ほかにも談合があるんだというのををおわせているわけで、ただ独禁法違反が摘発されなければなかなか違約金を取るということ

○池口修次君 終わります。
○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でございま
す。

全国総合開発計画法の今回の改正について、前回私は、戦後、今日に至る五回の全総計画、この真剣な総括も反省もなく、東京一極集中と地域間格差が広がる中で、無駄な大型開発を見直し、地域経済と国民生活の支援に転換することが重要であること、また、これまでの国のトップダウンの全総計画の反省を踏まえて、住民参加型の転換

には少なくとも国会や地方議会の関与が必要ではないかなどの問題提起をいたしました。しかし、これまでの国土交通省の答弁をお伺いをして、全総計画の行き詰まりや国民的批判の中で、装いを変えて国が主導する公共事業を推進しようとするものではないかと言わざるを得ません。

そこで、今日は具体的な事業を例に挙げて議論をしたいと思うんですけれども、私の地元の九州には二十の直轄河川の水系がありますが、今日、筑後川水系、特に佐賀県の城原川の治水の問題について取り上げさせていただきたいと思います。私も先週現地の調査を改めて行いました、住民の皆さんのお声も聞いてきましたけれども、多くの方がダムによらない治水対策を望んでいらっしゃいます。また、ダムの建設予定地から有明海までは十キロほどしかないために、今深刻な異変と漁業被害が進行している有明海への重大なダメージが懸念をされています。その中で、地元では先人の知恵を生かした川との付き合い、あるいは環境を守る治水の在り方を検討してほしいという声が沸き起こっていますし、流域の千代田町という自治

体からは、国に対しても川の流下能力を高めるため、ために河川内の渦土除去の促進を図ること、こういった提案書が出されています。

河川局長にまずお尋ねをしたいと思うんです
が、私も現地を見せていただきましたけれども、
幾つかの場所で具体的に堆積をした渦土、これの
除去が急務だと感じました。十七年度のこの千代
田町の水防計画書というのを見ますと、この渦土

○池口修次君 終わります。
○仁比聰平君 日本共産党的仁比聰平でございま
す。

の除去の問題除いても、そのほかにも国直轄の管
理区間にかかわって二十三か所が具体的に列挙さ
れて、例えば樋門の扉の施設が不備であるとか、
あるいは樋管の内部が破損をしているとか、こう
いった具体的な対策箇所が挙げられているわけで
すね。

国土交通省としてこの対策の必要性、これについてどのように認識をしておられるのか、そしてまた早急な対策を求めるべきだと思いますけれども、この点についてお伺いをしたいと思います。

今日は局長からも対策の重要性やあるいは早急な対策をという御答弁をいただいたと思いますので、この点については具体的に別の機会に地點も挙げ、あるいは住民の不安も紹介しながら、対策を求めたいと思うんです。

大臣は、把握困難なほど全国各地にダムがあり、あるいは建設をされているわけですが、この川でも城原川ダムの建設の是非という問題が大きな問題になっています。このダムは、一九七一年の予備調査の開始から数えますと既に三十四年が経過をしているわけですが、流域ではずっと合意が得られずに、その間、当初ダムの目的の一つとされた利水について、受益予定の自治体などがあれば水は要らないという結論を出したことによって、そもそもダムの必要性があるのかと、この必要性いかんが政治の重要な問題となつてきました。

この中で、六月の六日に佐賀県知事から、流水型ダム、いわゆる穴あきダムの提案が国土交通省に対してもなされましたけれども、この後も、県民、とりわけ流域住民と自治体に、慎重に検討すべきだと、あるいは反対だという世論が急速に広がっています。

ちょっと御紹介をしたいのですが、例えば「ふるさとの川、城原川を考える会」という会がつくられました。これは流域委員会の委員さんやあるいは町長さんが役員を務められて、ダムそのものに対する贊否を問わない、正に考えるという会なわけです。これが短期間で準備をした講演会に会場ぎっしりの約三百人の住民が参加をされました。その中で取られたアンケートで、河川整備は必要だと答えた方は八二%いらっしゃるわけですけれども、ダムが必要だという方は二一%にすぎません。不必要だという方は六七%です。

また、流域に神埼町という町があります。ここでは、町長からの要請で四月に国と県が町内各地で住民説明会を開催をしました。その後、町が、すべての集落の区長さん、六十三集落あるそうでそれども、この区長さんにアンケートを取つた

ところ、全員が御自身の集落の住民の意見を聞きながら回答を寄せられました。その結果、ダム建設の整備をという回答をされた区長さんは六十三人のうち八人、割合でいいますと一二%で、それ以外の九割近くの方々、この圧倒的多数は、ダム以外の、川幅の延長、遊水地の整備、土砂の除去のみでいい、あるいは現状のままというような選択をされているんですね。

つまり、ダムによる治水という考え方には住民から大きな疑問と反対の声が示されている。この中で、私はもっと地域住民の生の声を率直に耳を傾けるべきだというふうに思います。そういった状況の中で、国土交通省として、佐賀県知事の今回の提案、これをどのように受け止めていらっしゃるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(清貞真人君) 城原川ダムにつきましては長い経緯があるのでございますが、その中で利水が停滞したということもござります。その後、治水対策についてはしっかりと対応する必要があるということで話合いがいろいろ持たれてきております。

今年の六月に知事から一定の方向が出てきたわけですが、その間、約二年間にわたりましていろいろな方々との協議がなされてまいりました。一つは、城原川流域委員会での議論でございます。いろいろな学識経験者等の御意見を、三回開催いたしまして、御意見をいただいております。その後、やはりいろんな方面での環境の対策、ここは台風の行水の御要因から重要な要素があ

國生一里がてき不思一二配的感。久市も云ふ如きの言ふ如儀事。治市市も同様に大正始

検討していただきたいということでありまして、そのダムにつきましても、今お話をありました流水型、穴あきダムとも申しますが、ふだんは水がためないような、そういうダムのタイプで治水に効果のあるダムを検討してほしいというふうにお伺いしております。これらは沿川の方々の御意見もありますし、また首長さん方の御意見もあります。そういうものを踏まえているとは思つておりますが、これから筑後川全体の中での城原川の治水対策も位置付けていく必要がございます。

したがいまして、これから今年度一杯ぐらいでまとめたいと思っておりますが、筑後川の流域整備計画、河川整備計画を定めるに当たりまして、今後いろいろな方々の御意見をまた聴取していくことなど、こういうふうに考えているわけでござります。

○仁比聰平君 今お話の中で、住民や自治体、首長の意見を踏まえているというふうにおっしゃつたんですが、私は、これ現実と全然違うと思うんですね。首長会議の中でも五つの非ダム案といつづれが是下とさして、議論されてこなかった

そこで、端的にお伺いをしたいんですが、この佐賀県知事の発表では、熊本県の立野ダムなど全国で幾つかのダムがこの方法で建設されています。たとえば、六月の知事の発表があつた後に、例えば、木下市長は、千代田町長の内川さんは、リスクについて総合的な判断がなされたのかは疑問だと、自然環境に配慮した設計と聞くが、十分に検討されたのかとコメントされています。佐賀市の木下市長は、ミニ遊水地と堤防の強化などを組み合わせた内川町長の案がベストと思っていたと、こうおっしゃっています。そして、ダムの建設予定地の脊振村長さんは、治水のみであれば河川改修で十分だと、こうコメントされているんですね。踏まえたものたという理解は私は現実と全然懸け離れていると思うんです。

そういうふうに穴あきダムのことを紹介しているんですね。立野ダムが穴あきダムとして使われているんでしようか。既に管理中の国直轄のダム、つまり使われているダムで穴あき式と呼べるものがあります。したがいまして、管理運用しているというダムではございません。これは白川という川で、阿蘇山から出てきて熊本市内を流れている川に計画されているダムでございますが、これはまだ運用に至っておりません。

それから、これは県のダムでございますが、島根県の益田市を流れる益田川がございますが、ここで益田川ダムというのが現在建設中でありますて、この十月から試験湛水を開始するということことでダムがほとんどできている状態のものがありますが、これがその知事がおつしやっている流水型ダムに相当するものでございます。

○仁比聰平君 国直轄ではありますか。

○政府参考人(清治眞人君) 国直轄のダムでは、治水単独の目的で既に完成したそういう流水型のダムというのはございませんが、富山県の宇奈月ダムというのがございますが、これは土砂の対策としまして、土砂を下流に流下させることで生きるダムとして既に管理に入っているダムがございります。

○仁比聰平君 国直轄で既に管理をしているダムはないわけでしょう。そもそも、この穴あきダムという意義付けあるいは定義が国土交通省の中でこれまでなされてきたのかということそのもののも、私はこの質問に当たつて現場の皆さんにお伺いをして大変疑問に思いました。

その上、提案をした知事自らが、土石が転がつてきて穴を詰まらせるのではないかというような危険性を、懸念を表明しているんですけど、これに果たして実現可能性があるんでしようか。今年度中にと言われている筑後川河川整備計画への位置付けを検討するとおっしゃっていますけれども、

○政府参考人(清治真人君) 流水型のダム、すなはち穴空きダムというのは、理論的には成立するわけでございます。それらについて、河川ごとに、有効に機能していくダムかどうかということについては、いろいろ検討しなければならないことがあります。

今お話をありました、転がつてくる転石の話とか、流水の話でありますとか、それから、流れる土砂そのものがスムーズに下流に洪水のときにも流下していくのかというようなこと等につきまして、検討しなければならない課題はあるわけでございますが、技術的に解決ができるないというような課題はないというふうに考へておられると思います。

○仁比聰平君 今年度中といいますと、あともう期間はわずかなんですが、このダムの方式については前例がないだけに、前例が国直轄の問題とではないだけに、環境への影響なども含めて十分に配慮をして、私は慎重に検討をしていただきたいと思います。その点についてはいかがですか。

○政府参考人(清治真人君) この城原川のダムにつきましては、下流の有明海の環境でありますとか、それから下流の河道そのものに対するいろいろな環境上の配慮、こういうものは必要だと思っておりますが、流水型のダムにするということ自体が環境への配慮ということを一つの目的に置いているものであります、そのような機能が十分果たせるものになるのかどうかということにつきましては、今後しっかりと検討を行っていきたいと思います。

○仁比聰平君 この有明海への影響、今おっしゃった影響、それから流水型ダムあるいは穴空きダムというのが本当に現実に可能なのかということについては、極めて強い疑問が専門家のなかからも出されています。この点について、住民の声をしっかりと聞き、参加の場をつくりながら、しっかりと慎重に検討をしていただきたいということを

強く要望をしておきたいと思います。
この点にかかわって、私驚いたのは、佐賀県の副知事さんの六月の十三日のコメントなんですね。この知事の提案を、九州地方整備局に訪問をする決めない不特定用水について、まだ十分な論議ができるいないという認識を示し、「佐賀平野の最後の水がめとしての位置づけもあり、地域の声を聞き、早急に検討したい」と。この「佐賀平野の最後の水がめ」というのは一体どういうことなのかと私は思つたんですね。水がめというのは水をためる、利水をするということを含んだ言葉であることは明らかです。知事が発表してわずか一週間後、その流水型ダムそれ 자체についても問題抱えているのは申し上げたとおりですが、これを否定するような発言がなされている。
通告してませんけれども、局長、この佐賀の副知事さん、川上義幸さんとおっしゃいますけれども、どんな経歴の方か御存じですね。お答えください。

この副知事が、県知事が提案をしている流水型ダムを半ば、あるいは言わば否定をするような、こういうような発言をしている。で、今局長の御答弁の中でも、どんなダムがいいのかというような検討をされると言っている。知事が提案をしているのは、環境にも配慮して流水型だというわけでしょう。それが駄目だつたら一体どうするんですか。結局、国が主導をして、ダムありきということを押し付けているのではないかと、私にはそうとしか考えられません。

この間、その流域委員会での五つの非ダム案についての否定的な数字やあるいはシミュレーションの作成にも國は深く関与をしてこられました。経過を素直に見るなら、利水の必要性が全くなくなつた下で、立ち消えになりかけたダム計画を何とか今年度中だといふ河川整備計画に位置付けるぎりぎりのタイミングミットで、ダムによる治水という方向を強引に位置付けようというものとしか私は思えません。

時間が参りましたので終わりますが、私たちは、住民参加の公共事業の在り方を地方から進めめる、本当に必要な生活密着型の公共事業に切り替えていくことが求められているということを申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○政府参考人(清治真人君) 国土交通省としましては、ダムを前提として河川の整備計画を検討しているこうというようなことはございません。その地域その地域に合つた、河川としてふさわしい治水対策をいろいろな手段を組み合わせて考えていくというスタンスでございます。

○渕上貞雄君 社民党的渕上貞雄でございます。今後、策定される国土形成計画について、都市集中ではないかというふうに懸念をされますけれども、国土の均衡ある发展という考え方は從前どおり維持されるかどうか、お答えいただきたいと思います。

○政府参考人(尾見博武君) 国土の均衡ある发展につきましても、先ほど御説明させていただきましたが、国土利用計画法をそのまま受けた計画に

なりますので、考え方として堅持をしていくといふことでございます。

それで、意味合いでございますけれども、例えば地域でいろいろ頑張つていただくと、観光をモデルに、例に取りますと、地域では、例えば観光空間づくりモデル事業というようなことでいろんな取組がされます。その際に、国は、例えばビジット・ジャパン・キャンペーンとか、そういうことで全体として支援をしていくといふよう組合せでやつていくというのがそれからのやり方ではないかと、こういうふうに思つております。

○渕上貞雄君 本法律案においては、開発中心の国土計画から利用と整備と保全との均衡の取れた成熟社会型国土計画へ転換するとしております。現行法においても、利用、開発及び保全を図ることが目的とされていたにもかかわらず、なぜ開発中心に傾いていたのか、傾いた原因についてどのように考へてお伺いいたします。

○政府参考人(尾見博武君) 確かに、国土総合開発法では、利用、開発、保全と、これを三つの柱のようないふうに思ひます。そういう観点で、限られた資源をいかに有効に使つて社会基盤を整えて復興していくべきかという時代認識を背景とすると、どうしても開発概念が中心になつてくると、こういうことだつたのではないかとお思つております。

○渕上貞雄君 国土計画は、戦後の荒廃した国土を開発をし、経済成長に伴い増加する数々の需要に対応するための基礎整備が必要とされていた時代には、国の方針や資源配分の在り方を示すものとしての役割があつたと考えますが、急激な成長が見込めず、人口減少社会の到来、地域や個人の多様性が重要視される現在、どのような意義と役割があるとお考えになつておりますか。

○國務大臣(北側一雄君) まさしく急激な人口減

少時代を今控えておる中でございます。こういう人口減少等を背景といたしまして、今日の御議論の中にもあつたわけでございますが、地域社会の維持がなかなか困難となる地域も増えていくのではないかというふうに思われますし、また森林などとか農地、とかそういうところの荒廃も進行していくのではないかのかと、こうした問題点もございます。

また、一方では経済情勢も、東アジアが急速に発展する中で、この東アジアの国々との連携をどう取つていくのかということも国土政策上の緊急の課題であるというふうに考えておりまして、こうした新しい時代状況の変化に適切に対応するためには、やはり国が責任を持つて、その責務と役割を明確にするとともに、一方で、地域が自ら考

えて、主体的に地域づくりを行うことが必要だと具体的な方向性を示す枠組みを提示して、国民の皆様に将来に対して展望を抱いていただけるようふうに考へてお伺いいたします。

○渕上貞雄君 ありがとうございます。

○政府参考人(尾見博武君)

御指摘のように、

「国土の総合的点検」では、今後の国土計画は目標すべき国の形を目標として具体的に示すべきであると指摘をしていますが、政府として目指すべき国の形をどのように考へておられるんでしょうか。

○政府参考人(尾見博武君)

御指摘のよう

く、国民の理解を十分得ているとは思えません。国土形成計画の策定に当たっては、その必要性や役割について十分国民の理解を得る必要があると思いますが、どのように認識されているのでしょうか。

○渕上貞雄君 国土に関する諸計画については、

その目的や実態の施策との関係などが分かりづら

く、国民の理解を得るには、何よりも、一方で、地域が自ら考

えて、主体的に地域づくりを行うことが必要だと

いうふうに考へてお伺いいたします。

○渕上貞雄君 ありがとうございます。

○政府参考人(尾見博武君)

御指摘のように、

「国土の総合的点検」では、今後の国土計画は目標すべき国の形を目標として具体的に示すべきであると指摘をしていますが、政府として目指すべき国の形をどのように考へておられるんでしょうか。

○渕上貞雄君 ありがとうございます。

○政府参考人(尾見博武君)

御指摘のよう

く、国民の理解を得るには、何よりも、一方で、地域が自ら考

えて、主体的に地域づくりを行うことが必要だと

いうふうに考へてお伺いいたします。

○渕上貞雄君 ありがとうございます。

具体的には、そこでまとまつたものが、協議会で合意を得たものを国土交通大臣が決定すると、そういうふうな仕組みでございます。

○渕上貞雄君 広域地方計画協議会には、必要に応じて広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとしていますが、具体的な人を、どのような人を想定しているのか、お伺いいたします。

○政府参考人(尾見博武君) この広域計画協議会の主要メンバーは、コアメンバーといいますか、それは都府県と、それから国の地方支分部局になります。

その上で、メンバーに入つていただくことができる方としては、経済団体が広域行政に対して非常にお取組、関心もおありになります。そういう方々もいらっしゃいますし、あるいは地域の問題ということになりますと、環境でありますとか福祉とか防災とか、いろんなまちづくりの関係もございます。そういう方々を代表する、例えばNPOの代表の方とか、そういう方もいらっしゃいます。

それから、ちょっと順番が逆になりましたけれども、市町村の代表者の方にも入つていただくなっています。そういうことができると思いますが、いずれにしても、協議会の中で御議論をいただいて、どういう方に入つていただきたいら、いわゆる地域で方向を決めていくのにふさわしいかということを十分御検討いただいて決めていただきべきものだと思します。

なお、区割りとかそういうことに伴つて、例えば、ある県があるエリアには入らないけれども、密接に関係するという場合には、そういう方々の県なども参加するということもできるようにしております。

○渕上貞雄君 地方協議会での協議が難航して、一部の広域地方計画区域のみの計画が策定をされないという事態が生じることも懸念をされます。その結果、隣接する広域地方計画区域の計画との間では施策の円滑な実施に支障が生じることも考

えられますが、このような場合、国としてはどのような対応をされようとしておるのか。

○政府参考人(尾見博武君) 基本的には、十分に議論を尽くしていただければ話がまとまらないと思います。ただ、大変難しい環境にあることは確かだと思

います。そういうことで、議論を終えんさせるために事務局の方でいろんな形のお手伝いをするというようなことも必要だと思います。これは、例えば、国土交通省も地方に整備局等々の出先を持っています。そういうことで、いろいろ今までの経験もございますので、そういうようなノウハウとか、そういうものを活用しながら、できるだけ議論がきちっとまとまるように調整をするということだと私は思いますし、私どもの方でも必要に応じて必要な対応を取つていただきたいと思っております。

○渕上貞雄君 終わります。

○委員長(田名部匡省君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(田名部匡省君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、太田豊秋君が委員を辞任され、その補欠として水落敏栄君が選任されました。

○委員長(田名部匡省君) これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○仁比駿平君 日本共産党を代表して、反対の討論を申し上げます。

これまでの五次にわたる全総計画は、太平洋ベルト地帯構想、日本列島改造、都市再生などに具體化され、歴代自民党政権の経済政策と相まって、巨大開発構想を進める根拠となつてきました。その結果、公害の発生、自然破壊、町壊し、無駄な公共事業の拡大など、住民犠牲と国土の荒

廃、さらには政官財筋着構造を助長してきました。この開発政策が、日本の国土を利権の対象としてきたもので、我が党は、こうした全総計画を批判し、その廃止を主張してまいりました。

ところが、政府は、これまでの全総計画について真剣な総括も反省も行わず、新たにグローバル化に対応した国土計画を策定、実施をしようとしており、容認できません。

第二に、従来の開発政策が行き詰まる中、重点化という新たな装いを凝らし、不要不急の大型公共事業を推進するものだからです。

政府は、グローバル化、地方分権、公共投資の財政的制約などを理由に、開発中心から転換することを強調しています。しかし、実際には、選択と集中や重点化と称して、大都市圏の環状道路、閑空など国際空港、スーパー中枢港湾、大型ダムなど、不要不急の大規模公共事業に重点投資をしています。これは新たな形で開発を進めようとしていることにほかなりません。

最後に、今回の国土計画制度が、従来の計画決定方式と同様に、国会での審議、決定を要件としないなど、住民参加やチエック体制が不十分なままであるばかりか、広域地方計画は国土交通大臣が決定するなど、これまでと変わらず政府が強く関与することは重大であり、地方分権の流れ逆行するものだからです。

以上、反対討論とします。

○委員長(田名部匡省君) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律案に賛成の方の手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田名部匡省君) 多数と認めます。よつて、本案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議

ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田名部匡省君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十五分散会

(
平成十七年七月二十八日印刷

平成十七年七月二十九日發行

參議院事務局

印刷者
國立印刷局

A